

○奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例

令和五年三月二十七日
奈良県条例第四十二号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例をここに公布する。

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に係る規制(第五条―第二十一条)

第三章 雑則(第二十二条―第二十四条)

第四章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、太陽光発電施設が自然環境、生活環境その他の環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設と地域環境が調和するよう、その設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図り、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(これらの設備が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物に設置されるものである場合を除く。)をいう。

二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設(これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。)をいう。

三 施設区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。

四 地域住民等 施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者その他規則で定める者をいう。

(県の責務)

第三条 県は、第一条に定める目的に従い、この条例の適正かつ円滑な運用を図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(設置者の責務)

第四条 太陽光発電施設の設置をしようとする者又はした者(以下「設置者」と総称する。)は、太陽光発電施設の設置並びに太陽光発電施設の維持管理、保守点検及び撤去(以下「維持管理等」と総称する。)に係る関係法令等を遵守するとともに、太陽光発電施設の設置及び維持管理等を行うに当たっては、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 太陽光発電施設の設置をしようとする者は、太陽光発電施設の設置を行うに当たり、太陽光発電施設に対する地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

第二章 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に係る規制

(大規模太陽光発電施設の設置の許可)

第五条 施設区域の面積が五千平方メートルを超える太陽光発電施設の設置(土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。)をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

(設置規制区域内の太陽光発電施設の設置の許可)

第六条 次に掲げる区域において太陽光発電施設の設置(第五号に掲げる区域にあっては、土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。)をしようとする者(前条に規定する者を除く。)は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生がないと認められる場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- 二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
- 五 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十条第一項の宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域
- 六 奈良県砂防指定地等管理条例(平成十七年三月奈良県条例第四十七号)第二条第一項に規定する砂防指定地の区域

(令六条例二四・一部改正)

(設置許可の申請)

第七条 前二条の許可(以下「設置許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 太陽光発電施設の設置の場所
- 三 設置区域の位置及び面積
- 四 太陽光発電施設の出力
- 五 太陽光発電施設に係る事業の内容及び当該事業の実施の予定の期間
- 六 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する計画(以下「設置等計画」という。)に関する事項
- 七 太陽光発電施設の構造に関する事項
- 八 次条の規定による環境に及ぼす影響についての調査等に関する事項
- 九 第九条の規定による地域住民等への説明等の状況に関する事項
- 十 その他規則で定める事項

(環境に及ぼす影響についての調査等)

第八条 第五条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境の構成要素に係る項目ごとに調査等を行わなければならない。

2 第五条の許可を申請しようとする者は、前項に規定する調査等の結果に基づいて、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために適正な配慮をしなければならない。

(地域住民等への説明等)

第九条 第五条の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、設置等計画を公表するとともに、地域住民等に対し、当該申請に係る太陽光発電施設の設置に関する説明会を開催し、当該説明会の開催後に、その実施状況の概要を作成し、速やかに公表しなければならない。

2 第五条の許可を申請しようとする者は、前項の説明会での意見等を踏まえ必要な措置を講じ、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(設置許可の基準)

第十条 知事は、第七条の規定により申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が前二条の規定に違反していないと認めるときは、設置許可をしなければならない。

- 一 太陽光発電施設の設置により生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと認められる規則で定める基準
- 二 太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定で規則で定めるものに適合することが確認できること。

2 知事は、設置許可に、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために必要な条件を付すことができる。

(変更の許可)

第十一条 設置許可を受けた者は、第七条第一号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

- 3 設置許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前三条の規定は、第一項の許可について準用する。ただし、知事が特に必要がないと認める場合においては、第八条又は第九条の規定は、準用しない。
(工事の届出)

第十二条 設置許可又は前条第一項の許可(以下「設置等許可」と総称する。)を受けた者は、当該設置等許可に係る太陽光発電施設の設置に係る工事に着手しようとするとき及び当該工事を完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。当該工事を中止したとき及びその工事を再開したときも、同様とする。
(地位の承継等)

- 第十三条 設置等許可を受けた者から当該設置等許可に係る太陽光発電施設を譲り受けた者は、当該太陽光発電施設に係る当該設置等許可を受けた者の地位を承継する。
- 2 設置等許可を受けた者について相続、合併又は分割(その許可に係る太陽光発電施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該太陽光発電施設を承継した法人は、当該設置等許可を受けた者の地位を承継する。
 - 3 前二項の規定により、地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(維持管理及び保守点検)

- 第十四条 設置等許可を受けた者は、規則で定める基準に基づき、当該設置等許可に係る太陽光発電施設の適正な維持管理を行わなければならない。
- 2 設置等許可を受けた者は、設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を行わなければならない。
 - 3 設置等許可を受けた者は、事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。
(廃止時の措置)

第十五条 設置等許可を受けた者は、太陽光発電施設を廃止するときは、設置等計画に基づき、当該太陽光発電施設の撤去等を行わなければならない。
(既存施設設置者)

- 第十六条 第五条又は第六条の規定により太陽光発電施設の設置が規制されることとなった時において既に太陽光発電施設の設置に着手していることにより、当該規制の適用を受けない設置者(以下「既存施設設置者」という。)は、規則で定める基準に基づき、太陽光発電施設の保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を適正に行わなければならない。
- 2 既存施設設置者は、設置等計画(維持管理等に関する計画に限る。)を作成し、公表するよう努めなければならない。当該設置等計画を変更した場合も同様とする。
 - 3 既存施設設置者は、事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。
 - 4 既存施設設置者は、太陽光発電施設を廃止するときは、当該太陽光発電施設の撤去等を適正に行わなければならない。
(指導及び助言)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。
(報告の徴収及び立入検査)

- 第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置等許可を受けた者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他の必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に設置等許可を受けた者の事務所、太陽光発電施設その他の関係場所に立ち入らせ、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(勧告)

第十九条 知事は、第五条、第六条又は第十一条第一項の規定に違反して設置等許可を受けないで太陽光発電施設の設置に係る工事に着手した設置者又は第二十一条の規定により設置等許可を取り消された設置者に対し、太陽光発電施設の設置に係る工事の中止、太陽光発電施設の撤去その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、第十七条の規定による指導を受けた設置者(前項に規定する設置者を除く。)が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、当該指導に従うべきことを勧告することができる。

(命令)

第二十条 知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた設置者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該設置者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた設置等許可を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第二十一条 知事は、設置等許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けたとき。

二 第十条第二項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

三 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 正当な理由なく設置等許可後一年以内に工事に着手しないとき。

五 第十一条第一項に違反して同項に規定する許可を受けずに第七条第一号から第七号までに掲げる事項について変更を行ったとき。

第三章 雑則

(公表)

第二十二条 知事は、前条の規定により設置等許可を取り消したときは、当該設置等許可を取り消された設置者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、住所及び当該取消しの原因となった事実を公表することができる。

(市町村の条例との関係)

第二十三条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

(その他)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第五条、第六条又は第十一条第一項の規定に違反して設置等許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者

二 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けて太陽光発電施設の設置をした者

三 第二十条第一項の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二章(第十六条、第十七条及び第十九条第二項を除く。)から第四章までの規定は、この条例の施行の日前に、設置者が太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合における当該工事に係る太陽光発電施設又は設置者が太陽光発電施設の設置に係る森林法第十条の二第一項の許可を求める申請、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を求める申請、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項の許可を求める申請若しくは同法第三十三条第一項の規定による届出、地すべり等防止法第十八条第一項の許可を求める申請、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項の許可を求める申請、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を求める申請、自然環境保全法第二十五条第四項の許可を求める申請若しくは同法第二十八条第一項の規定による届出、宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を求める申請、奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第十七条第三項の許可を求める申請若しくは同条例第十九条第一項の規定による届出、奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)第二十三条第四項の許可を求める申請若しくは同条例第二十五条第一項の規定による届出若しくは奈良県砂防指定地等管理条例第三条若しくは第六条の許可を求める申請を行った場合におけるこれらの申請又は届出に係る太陽光発電施設については、適用しない。

(令六条例二四・一部改正)

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(令和六年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(第一条並びに附則第二項及び第三項の規定の施行の日＝令和七年四月一日)

(第二条の規定の施行の日＝令和七年五月七日)

(経過措置)

- 2 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第二章(第十六条、第十七条及び第十九条第二項を除く。)から第四章までの規定は、第一条の規定による改正後の奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例(以下「第一条改正後条例」という。)第六条第六号に掲げる区域において同条に規定する太陽光発電施設を設置しようとする者のうち、同号に掲げる区域に該当することとなる日前に設置の工事に着手した者又は設置に係る森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可を求める申請、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を求める申請、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項の許可を求める申請若しくは同法第三十三条第一項の規定による届出、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項の許可を求める申請、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項の許可を求める申請、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第一項の許可を求める申請、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第四項の許可を求める申請若しくは同法第二十八条第一項の規定による届出、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を求める申請、奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第十七条第三項の許可を求める申請若しくは同条例第十九条第一項の規定による届出、奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)第二十三条第四項の許可を求める申請若しくは同条例第二十五条第一項の規定による届出若しくは奈良県砂防指定地等管理条例(平成十七年三月奈良県条例第四十七号)第三条若しくは第六条の許可を求める申請を行った場合におけるこれらの申請又は届出に係る太陽光発電施設を設置しようとする者(第一条の規定による改正前の奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第六条に規定する者を除く。)については、適用しない。
- 3 奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例第十六条の規定は、第一条改正後条例第六条第六号の規定により太陽光発電施設の設置が規制されることとなった時において既に太陽光発電施設の設置に着手していることにより、当該規制の適用を受けないこととなる設置者については、適用しない。